○農林水産省告示第六百四十八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	242,100	20,300	10	2	」を
「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	242,100	20,300	10	2	」を
「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン	432,300	53,400	11	2	」に、
「ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌混合不活化ワクチン	445,500	20,300	9	2	」を
「ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌混合不活化ワクチン	445,500	20,300	9	2	」を
「ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	807,300	20,300	11	2	」に

改める。

表診断液の部中

「A型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット	27,000	0	2	2	」を
「A型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット	27,000	0	2	2	」に
鳥インフルエンザ診断用酵素標識抗体反応キット	37,900	0	2	2	」

改める。

○農林水産省告示第六百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

ただし書中㈹を㈺とし、㈼から㈸までを三ずつ繰り下げ、㈿の次に次のように加える。

㈼　犬パルボウイルス感染症生ワクチン（シード）

㈽　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症混合生ワクチン（シード）

㈾　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン（シード）

○農林水産省告示第六百五十号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

別表中

「豚丹毒菌強毒県株	1アンプル	4,650円	」を
豚丹毒菌県株	1アンプル	4,650円	に
豚丹毒菌ＮＶＡＬ82―875株	1アンプル	4,850円	」

改める。

○農林水産省告示第六百五十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人北海道有機認証協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年三月二十九日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

変更前の事業所の所在地	北海道札幌市中央区大通西六丁目六―九クリーンビル四〇二号
変更後の事業所の所在地	北海道札幌市中央区南一条西九丁目十五番地二―六Ａ

○農林水産省告示第六百五十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号

平成十八年九月八日　第七十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

社団法人埼玉県園芸協会　さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物

四　登録の有効期間満了日

平成二十二年九月七日

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町大又字坪田一一三八の一、一一三八の三、一一三九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坪田一一三八の一（次の図に示す部分に限る。）